

災害時におけるゴルフ場施設の提供等に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社横浜国際ゴルフ倶楽部横浜カントリークラブ（以下「乙」という。）は、災害時における災害支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が行う災害支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が県内で発生又は発生するおそれがあり、乙の協力が必要であると認めたときは、甲は乙に対し、協力を要請できるものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定の対象となる業務の内容は次のとおりとする。

- （1）ゴルフ場付随施設（第2ビル）の使用
- （2）緊急車両等の駐車

（要請の手続）

第4条 甲は、第2条に基づき、乙に対し、協力を要請するときは、次の各号の項目を定め、文書又は口頭で要請するものとする。口頭で要請した場合は、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の被害状況及び協力の要請
- （2）乙関連施設の使用する場所
- （3）乙関連施設の使用する期間

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り、甲に協力するものとし、乙が実施する場合は、速やかに次の各号の項目を文書又は口頭で甲に連絡するものとする。口頭で連絡した場合は、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施できる協力の内容
- （2）使用できる関連施設
- （3）関連施設の使用できる期間
- （4）乙の担当者の氏名及び連絡先

(使用する施設)

第5条 乙が甲に対して提供できる施設は次のとおりとする。ただし、乙が他の事業者等に貸借している場合はこの限りではない。

横浜国際ゴルフ倶楽部第2ビル及び付属駐車場（所在地：横浜市保土ヶ谷区今井町1025）

(期間の変更)

第6条 乙は期間を変更する場合、予定の期日の1週間前までに文書又は口頭で甲へ連絡する。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、光熱水費等の費用は、原則、甲が負担する。

2 前項に基づき甲が負担する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、被災地における特殊事情によって生じる必要経費等の災害時の事情を踏まえ、甲、乙及び関係者が協議して決定する。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務上知り得た秘密を甲の許可なく他に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選定した場合は、相互に通知するとともに、担当部署及び連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に通知するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更の必要性が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(その他)

第11条 この協定は、市町村が個別に乙との協定等を締結し、避難者の受入れ等を行うことを妨げるものではない。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 部を保有する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町 1025
株式会社 横浜国際ゴルフ倶楽部
横浜カントリークラブ
常務取締役支配人 酒 井 佳 之